

総務省独立行政法人評価委員会
平和祈念事業特別基金分科会（第20回）

平成21年8月3日

【亀井分科会長】 本日はお忙しい中、またお暑い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、第20回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を開会させていただきます。

まず、本分科会開催に必要な定足数の確認をさせていただきたいと思います。本分科会に御所属の委員7名のうち、今日は奥林先生を除く、6名の方の御出席をいただいておりますので、法令に定められた定足数を満たし、本分科会が有効に成立しておりますことを確認させていただきたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

まず、前回、7月2日に開催されました第19回分科会の議事概要(案)につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

【北原特金室長】 お手元の資料1でございますけれども、前回の議事を概要として短くまとめたものでございます。短いので、これを読み上げます。

【諏訪課長補佐】 それでは、読み上げさせていただきます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、「総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第19回）議事概要（案）」というのがございます。日付と場所については省略させていただきまして、まず1、2、3と書いてあるところから読ませていただきます。

- 1 （委員改選後、初回の開催であったことから）分科会長の選出及び分科会長代理の指名を行い、分科会長には互選により亀井委員が選出され、分科会長代理には分科会長からの指名により奥林委員が選出された。
- 2 総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第18回）の議事概要の確認を行い、(案) のとおり了承された。
- 3 独立行政法人平和祈念事業特別基金の自己評価調書（平成20年事業年度）について基金からヒアリングを行い、評価委員からおおむね次のような意見が表明

された。

- ・ 業務経費の削減についてB評価となっているが、経費の削減は2年で達成すべき目標を1年で達成しており、また、人件費についても国に準じた給与体系となっている。それを考えるとA評価でもいいのではないか。
- ・ 随意契約については、何故随意契約に至ったのかなど、その理由を国民に対してきちんと説明することが大事。理由が示されていて、随意契約がやむを得ないのであれば、B評価は辛すぎるのではないか。
- ・ 外国調査について、達成目標は資料の取りまとめとなっているが、実施結果は整理までで、取りまとめには至っておらず、B評価ではないか。
- ・ ホームページへのアクセス件数については、目標を50万件も上回っているので、AA評価でもいいのではないか。
- ・ 評価結果がなぜAなのか、あるいはBなのか、きちんと説明されているところとそうではないところがある。分科会として国民に対して説明責任を果たすために、その理由はきちんと書き込むべき。

なお、今後の評価作業については、分科会長が分科会長代理等と相談の上、評価調書の原案を作成し、次回の分科会に諮ることです承された。

- 4 独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員に対する報酬等の支給基準の変更について、(案)のとおり了承された。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいまの議事概要(案)につきまして、御確認をいただきたいと思えます。どうぞ御意見、御質問等、お出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【亀井分科会長】 はい、ありがとうございます。特別な御意見等ございませんようですので、前回の議事概要(案)はこれで確定させていただきます。よろしく願いいたします。

続いて、議事の2でございますが、前回の分科会におきまして、平和基金から業務の実績の自己評価についての御説明をいただきました。これを受けて、委員の皆様にご議論をいただいたところでございますが、今回、その議論等を踏まえまして、平成20事業年度における業務実績に対する評価結果案を作成いたしましたので、御検討いただきたいと思います。

います。

なお、事務局から御説明いただく前に、評価調書の中にも記述がございますが、戦後強制抑留、引揚げにかかわる慰霊碑の検討状況について、基金から御説明をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【笹本理事】 前回、私どもの法人の自己評価の際にも若干御説明させていただきました。お手元の資料2の91ページのところに、ただいま亀井先生のほうから御指摘のございました戦後強制抑留、引揚げに関する慰霊碑の建立の関係の記載がございます。

その際、評価の対象になりました20事業年度中には、実績としてはあまり進んでいなかったもので、ここでは評価を「B」とさせていただきます。括弧書きで「なお、第1回の検討委員会は5月29日（金）に、平成22年夏の竣工に向けて検討を開始した」と、ここまで御説明させていただいたかと思ひます。

その後、2回目の会合等を開催させていただいておりますので、若干付言させて、御説明させていただければと思ひます。

お手元の配付資料の一番最後の資料で、報道資料というふうには左のほうに打ってございます、日付は21年4月15日の私どものクレジットのついたA4縦長の4枚紙がございます。それに基づきまして、御説明させていただければと思ひます。

この報道発表資料は、私どもの慰霊碑の建設関係の事業が始まりましたので、プレスへの投げ込みを行わせていただいた資料でございます。内容は、目で見ただけであればわかりますが、確認的に申し上げます、1の趣旨に書いてございますように、いわゆる戦後強制抑留と引揚げに伴い亡くなられた方を追悼するというのが、一つ大きなキーワードでございます。それからもう一つ、これを後世に継承するというのが、もう一つのキーワードかと思ひます。その趣旨に基づき慰霊碑を建設したいと。

場所は、2に書いてございますように、お時間があれば、この会后、見ていただけるといふことではございますが、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の一角に建設させていただくという予定でございます。

2ページをお開きいただきたいと思ひます。

検討委員会のメンバーにつきましては、ここに書いてございます10名の方でございます。どういう方に検討会のメンバーになっていただいているかと、簡単に御紹介させていただきますと、一番上の板谷先生でございますが、江戸東京博物館の学芸員でございます。この方は近現代史の学芸員でございます、関東大震災の関係とか東京大空襲の関係とか、

東京都で平和祈念施設の関係の検討会のメンバーにもなっておられた方をごさいます、そういう意味では江戸東京博物館だけでなく、東京のその種の関係の資料収集もされているということで、板谷先生はその関係の専門家ということで、大変まだ若い方をごさいますけれども、検討会のメンバーに入っただいております。

次の井上先生でございます、肩書を見ていただくとおりでございまして、シベリアの関係の実態が一番詳しいということで、入っただいております。

3番目の小菅信子先生でございます、この先生は新聞などに最近よく載っただいておりますので、御覧になっているかもしれませんが、近現代史の専門家でございます。戦後和解というキーワードで、特に日本と英国の戦後の和解をテーマにした著作を発表されておられます。この方も女性で大変若手の方でございます、検討会のメンバーになっただいております。

田久保先生、この方は検討会の委員長にもなっただいておりますが、御承知のとおり、もともと時事通信の外信部の方でございます。その後、杏林大学に転じられまして、日本の近現代史といましようか、特にニクソンの研究ということで、日米関係史については大変詳しいということで、博士号も取っただいておられます。

二宮先生は御承知のように国民の声ということでございます。

原野先生は時事通信の社長といまうか、もともとは政治部の方でございます。そういう意味で、日本の現代史を御承知ということでございます。

増田先生はこの肩書でございます、現在、引揚げの関係の研究をされておられるということで、その辺の専門的な知見をここの検討会で述べていただければということで、検討会のメンバーになっただいております。

宮田先生はこの肩書に書いたとおりでございまして、芸術的な面での御審査をいただくということで、なっただいております。もともとは鍛金の専門家でございます。

次の油井先生でございます、もともとは千葉大学の園芸学部の学部長もされた造園の専門家でございます。現在は財団法人国立公園協会、その中心におられるということで、広い意味での造園、造園景観の関係を見ていただければということで、検討会の委員になっただいております。

最後の渡辺先生は、引揚げの関係の知見があるということで、検討会のメンバーになっただいております。

以上10名のメンバーになります。次、3ページをお開きいただきたいと思うんですが、

では、どこの場所にどのように建てるのかという話になります。

御承知の方は大体おわかりかと思いますが、今ここの会議室からいうと、ここ桜並木をずっと行っていただくと、東門というのがございます。その東門を入っていただいた左のほうに、環境省のほうから御配慮いただきまして、慰霊碑の建設をさせていただくスペースを確保させていただいております。

位置図から申し上げますと、こういう位置図でございます。本屋と書いてございますのが、いわゆる六角堂でございます。御承知のとおり、千鳥ヶ淵戦没者墓苑はいわゆる無名戦没者の方の御遺骨を納骨させていただいている場所でございます。先の大戦では、240万人の方がお亡くなりになっておられますが、そのうちの無名戦没者の方の御遺骨が、ここには残されております。シベリアの関係で5万5,000人の方が亡くなられておられますが、その御遺骨もここに含まれておられるということでございます。また、240万人のうち、御承知のとおり30万人は民間人の方でございます。その方につきましても、既にここに入っておるという位置づけのもとに、今回この千鳥ヶ淵の一角に、シベリアと引揚げの関係のお亡くなりになりました方の追悼と、それとこの労苦を継承する施設をつくらせていただくという段取りになったということでございます。

では、どんなスケジュールかということでございますが、最後のページをお開きいただければと思います。

慰霊碑のスケジュールということで、第1回は5月29日に開催させていただきましたということは、御報告したとおりでございます。

第1回目は、検討会の通例でございますが、基本的な考え方について決めていただくということでございます。ただ、初めてということでございますので、基本的には各委員の先生から、この慰霊碑の基本理念について御意見をいただいたということでございます。

ということで、第1回目で基本理念の内容につきまして述べていただいたものを、第2回、7月16日にそのエッセンスを取りまとめる形で、基本理念を確定させていただきました。基本理念は、3つを確定させていただいたかと思っております。1点目は、先ほど御説明させていただきました戦没者の慰霊でございます。

2点目は、この悲劇を後世に継承するというところでございます。

3点目として、この施設が、つくってもだれも来ないようなものではなくて、やはり人々に集っていただきたいということ。それから当然のことなんですが、この歴史的事実をそこで学んでいただきたいということ。そして、平和の尊さを世界に発信するようなものに

してほしいということを決めていただきました。

復唱させていただきますと、3つの基本理念を7月16日に決めさせていただいたということでございます。追悼と労苦の継承、それから人々が集い、歴史的な事実を学び、そして、平和の尊さを世界に発信するというキーワードでございます。

あわせて、7月16日の第2回目においては、デザインコンペの仕様書を決めさせていただきました。仕様書の内容としましては、広く国民からデザインコンペをいただくということ。そのための仕組み等につきまして若干、細かい内容でございますが、決めさせていただくとともに、デザインコンペ、8月上旬に公告を予定してございますが、それを受けたデザインを審査する手順につきましても、あわせて7月16日の際に決めさせていただいたところでございます。

今後、どのような手順になるのかということでございますが、現在の予定としましては、8月10日前後に公示を打てますれば、大体50日程度で応募をいただきまして、でき得れば、9月の下旬に締め切らせていただきまして、審査を行わせていただくという手順を考えております。

当然、厳格に審査を行うという意味で、現在は審査会の開催を二、三回考えております。当然審査がもう少し必要ということであれば、そのようになりますが、ただ、若干、逆算のスケジュールがございまして、逆算というのは一番下をちょっと御覧いただきたいと思うんですが、22年7月に竣工を予定しております。除幕式も考えておりますが、何で7月なのかということでございます。これは御承知のとおり、当基金が来年の9月末に解散いたしますので、清算業務等を考えますと、ぎりぎり7月の完成が、ちょっと事務的な話になって恐縮でございますが、限界かなということで、各委員の先生にもその点の御了解を得まして、これを逆算しているというところもでございます。7月に完成ということであれば、実際のトンカチは3月に行うと。当然、最近は今回の御審議にもございますように、随契はできませんので、すべて競争入札でございます。そのため、2月にはそのトンカチの業者の手続を行わなければならないということで、早ければ着工が3月ということでございますので、この辺の手続が遅れてしまうと、完成も遅れてしまうということでございます。

1月に詳細設計というのを書いてございますが、何で括弧書きなのかと申し上げますと、今回、デザインのコンペ、これは基本設計でございますが、その当選した方に詳細設計もお願いするという仕組みをつくらせていただいております。

それで、本体のデザインコンペの審査でございますが、実はまだ私ども全く素人で、これから鋭意、勉強しながら、効率的に公正に透明に10月以降、行いたいと思っております。きちっと今時点で御説明できませんが、当然のことながら公正、透明にこの審査を行うということだけは、ここで申し述べたいと思います。

ざっくり申し上げまして、どのぐらいの応募があるのかということも全く見えませんで、ゼロということはないとは思いますが、今回の仕様書にも書かせていただいたんですか、仮に応募があまり少ない場合には、個別に私どものほうから、広く案内もさせていただくということも、あわせて決めさせていただきました。

第2回の検討会の際にも、委員の先生のほうから、幅広くやってくれということでございましたので、日本経済新聞のほうに半5段で広告を出したいなと思っております。業界の関係ということであれば、日本経済新聞に半5段を載せれば、それなりの広がりといえましょうか、周知はできるのではないかなと思っております。

それ以外に、芸術系の大学などには案内を出そうと思っております。できるだけ、限られた財源でございますので、有効に周知を図って、広く多数の応募を期待しているところでございます。

ただ逆に、あんまり応募が来過ぎてしまうと、これも全く心配事なんですけれども、公正、透明性という観点から、時間がかかってしまうかなという心配事もしております。これは全く、まだ確実な情報に基づく心配事ではございません。全く杞憂の部分でございますが。また日経新聞に載せる原稿ができましたら、先生方には事前にお送りさせていただきたいと思っております。

現在、このような段取りでございます。それと、この千鳥ヶ淵のところは先生方も御案内かと思いますが、大変、建設に歴史があるところでございます。先ほど図を見ていただいたとおり、昭和天皇の御製の碑等々がございます。そういう意味で、それ以外にも六角堂、それから樹木等も、今日お時間があれば、見ていただけるかと思うんですが、その景観の調和というのが大変重うございまして、実は今回の建設の仕様書の最重要な要件の一つに、現在の千鳥ヶ淵の景観の調和ということも、建設のデザインの要件にさせていただいております。本日を千鳥ヶ淵を御覧になっていただければ、大変歴史のあるところで、その調和は必要だなということが、実感としておわかりになるかと思っております。私ども、その千鳥ヶ淵との景観の調和の中で建設をさせていただくという基本的な考え方のもとで進めさせていただいているということをちょっと最後に付言させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【須江審議官】 若干、補足させていただきますと、海外で亡くなられた戦没者、我が国関係者が240万人いらっしゃいます。その遺骨を遺骨収集の形でどんどん持って帰ってくるわけですが、いまだ十分ではないという状況です。持って帰った遺骨で、身元がわかる方については、その御遺族に渡していきます。ただ、身元がわからないお骨も、かなりの量ございます。そういう意味で、無名戦士の墓と通称言われているところで御推察いただけるように、身元のわからない海外での日本人の遺骨をここにおさめているということで、現在で35万ぐらいだいたいの数だと思いますが、入っております。そこは厚労省の仕事としてやっています、この六角形のところに遺骨を入れる箱があります。毎年、遺骨収集で帰ってくると、身元のわからないものについては、そこに納めるということを繰り返しています。

そういう意味で、シベリアで亡くなられた方々、それから中国からの引揚げのときに亡くなられた方々の御遺骨というの、海外での戦没者ということなので、引き揚げてきて、身元がわかる方は御遺族に渡せるんですけれども、身元がわからない方はその中に一緒に入っていらっしゃるという意味で、シベリア抑留・引揚げの死没者について、縁がある土地だという認識で、この土地を使いたいということで、環境省と調整してまいりました。

国有地とか、土地を買って建てるとかいろいろな考え方があったのですが、この間まで住宅が建っていたところをどかして更地にしてというわけにはいきませんし、また、周囲の景観を考えると、住宅地の真ん中とかビルの真ん中に碑だけぽつんとあるというわけにもいきませんので、そういう意味で、縁があつて樹木が育って、お参りしていただける方便を考えますと、千鳥ヶ淵周辺で探したいということで探した結果であります。

御遺族の方、高齢化が進んでいますので、基金の廃止が来年の9月ということであっても、できるだけ早くといったことで、来年の7月完成ということを基金のほうにお願いしています。これは事務的なこともあるのですが、8月というのはやはり戦没者の方々にとって、いろいろ思いが集まるといいますか、大切な時期なので、その時期に千鳥ヶ淵を工事しているという状態は避けたいと思ってまして、関係者のお気持ちをなるべく斟酌しながら、粛々とやっていただけたらということで、お願いしているものでございます。

以上です。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。何かただいまの御説明に関しまして、御

質問等ございますでしょうか、よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは評価調書の内容に入りたいと思います。内容につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

【北原特金室長】 評価結果の案として御説明させていただきます。お手元の資料の2でございます。

先ほど引用もされておりましたけれども、この資料2はばらしていただきますと、中身が2つに分かれておりまして、後ろのほうに厚いものがございますが、これは前回、基金から御説明いただいて、御議論いただいたものを御意見を踏まえまして、直しているものがございます。

それから、前のほうに全体的評価としてございますけれども、これ一冊になっていると思いますが、1ページから8ページまでと、9ページ目から28ページ目までに分かれておりますが、その後半のほう、9ページ以降、項目別評価総括表（案）というのは、先ほどの厚いほう、前回以来、御議論いただいております項目別評価調書、そちらの評価結果の説明という部分を抜き出したものがございます。ですから、基本的には同じになってございます。

それを全体としてさらにまとめたものが、一番上でございます全体的評価表となっております。これは全体としてまとめているところでございます。そこに最後、7ページ目のところだけ、Ⅱ「中期計画全体の評価」ということで、全体の評価という形にさせていただいております。

では、まず前回から御議論いただいております項目別の評価調書につきまして、主な修正点等から御説明したいと思います。31ページでございますが、ここは業務経費の節減、給与水準についてという順番に来ているところですが、こここのところにつきまして、前回「B」の評価となっておりましたが、これは厳しいのではないのかというようなお話もございまして、こここのところを「A」という形にさせていただいております。これはラスパイレス指数等を見て、全体で目標を十分達成したということでの評価とさせていただいております。

それから、37ページ、38ページ、39ページの部分でございます。これは随意契約のところについてでございますけれども、一つは、37ページの競争性、透明性のところ、ちょっと文章もおかしいのではないのかというような御指摘をいただきまして、こここのところ整理して書かせていただいております。それとともに評価のほうにつきましても、ちょ

っと辛過ぎるのではないかというようなお話もいただきまして、ここを「B」から「A」にかえておりますとともに、39ページで、目標を十分達成したという形にしてございます。

その前のところでございますけれども、37ページの後ろのほう、(2)の①「競争性、透明性について」でございますが、この最後の文章、「……関係団体に委託すること自体が……『関係者に対し感謝の念を示す事業を行うこと』になる」と書かせていただいております。こちらに委託するという点について、下のア、イ、ウのような、特別な事情があるので、妥当であると書いております。

それから②の予定価格の設定につきましては、競争契約を導入していないことから、契約申し入れの際に委託金額、積算仕分け等を示しているということを書き込んでいるとともに、その他のところで、一者応札契約について、一般競争入札の一者応札はなかった、なお、応札条件は国の基準に準じているということを書いております。

それから、しばらく後ろのほうに行きまして、64ページでございます。これは外国調査の関係でございますけれども、これは前回、目標は取りまとめを行うと書いてあるのに、実績は取りまとめにはいたっていないので、「A」というのはおかしいのではないかとお話もございまして、こちらでは「A」から「B」にしておりますとともに、真ん中あたり、中段で右側のところに、実施した事業の中身を書き込んでおります。

それから、しばらく後ろまで行っていただき、78ページでございます。こちらは語り部の関係でございますけれども、これは数値目標との関係で、数値目標を大きく上回っているから「AA」ではないかという御議論をいただきまして、こちらでは「AA」に変えさせていただいております。

それから、標準処理期間の関係で、90ページをお開きいただきますと、申請に対する処理期間ということで、前回、3階層に分けた中身との関係から全体を見て、「C」というような御説明があったかと思っておりますけれども、これは全体の数で判断するのではないかと御議論もいただいたところでございまして、全体として83%ということをして今回、中ほどに書かせていただいておりますけれども、これを踏まえて、全体の評価として、「C」を「B」に上げているところでございます。

それから、同じく数値と評価の関係で、ホームページの関係でございますけれども、95から96ページにかけてでございます。これはホームページのアクセス件数がたくさんあるというところについて、アクセスの中身をどう見るのかという御議論だったかと思

ますけれども、このところは、アクセス件数が多ければ、これは「AA」でよいのではないかという御議論がございまして、この96ページのところの評価を「A」から「AA」に上げさせていただいておりますとともに、努力した中身としての実績の記述を、詳しく書き込んでございます。

それから、飛びまして101ページでございます。これは外国の関係機関との関係強化というところでございますけれども、このところについて、中身をもう少し書き込むべきではないかという御指摘を踏まえて書き込んだところございまして、中段やや上の右側のところで、「ロシア連邦等の」と始まる文章の後ろに、「具体的には」として、内容を書き込んでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、102ページでございます。これは職員の雇用の確保の関係でございます。これは前回の評価では「C」となっておったところなんですけれども、自主退職という形なんだけれども、法人としてなすべきことはなしたのではないかという御議論がございまして、このところは「C」から「B」に変更してございますとともに、評価結果の説明の後半部分ですが、結果的には自主退職となったけれども、目標についてはおおむね達成されたものと思われるという書きぶりにさせていただいております。

それから、しばらく飛びまして、113ページでございます。これはセクシャルハラスメントの関係でございますが、基金のほうから御説明した組織規模が小さい。でも、きちんと見ているという御説明を受けまして、評価結果の説明のところに、「組織規模が比較的小さいことから、普段から現場と管理職との行き来を頻繁にしている」と、こういう書き方をしてございます。

それから、次の114ページのガバナンスの点につきましても、その説明文章といたしまして、中ほど右手のところに「なお」としてございまして、「組織規模が比較的小さいことから、普段から現場と管理職の行き来を頻繁にしており……決裁はすべて理事長を経ている」という、こうした事情を書き込んだものにしてございます。

以上、ざっと項目別評価調書の前回の御議論を踏まえて、修正した主な部分について、御説明を差し上げました。これがこの評価調書の後ろの部分となるわけですけれども、それを跳ね返した形で、資料9ページから28ページまでの項目別評価の総括表となっておりますが、これをさらに全体として取りまとめた部分が、1ページから8ページにわたります全体的評価表の案でございます。これはこの各パーツパーツの評価結果の説明をま

とめて書いてございますとともに、各項目ごとに問題ない、あるいは高く評価できる等々の記述をしているところでございます。この一つ一つは今申し上げた項目別の部分から来ているんですけども、最後、7ページのところ、冒頭少し触れさせていただきましたが、7ページ、Ⅱ「中期計画全体の評価」というところでございますが、その一番下のところに、「以上のことから項目別評価を総合すると『目標を概ね達成した』ものと認められる」という書き方をしております。

その次のⅢのところには、今後、求めていきたいこととともに、今回行っております平成20年度の法人の評価についての特に言及しておくべき点として、委託の関係等々について、言及をしております。これが全体の評価となっております。

案の御説明は以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたが、特に前回の自己評価に関しまして、各委員からいろいろ御意見、御指摘があったかと思えます。御発言、御指摘をいただきました先生を中心に、御意向が反映されたものになっているかどうかというような点の御確認を含めまして、御質問、御意見、何でも結構でございますがお示しいただければと思えますが、いかがでございましょうか。

【玉井専門委員】 65ページの外国調査について前回、質問させていただきました。私の質問の趣旨は、どちらかというと、評価が「A」か「B」かというよりも、それも含めてですけども、予算の使われ方で、400万円近くのお金が、資料の整理だけに使われたというのはちょっと不自然ということで、業務の中身を書き加えていただいたわけですけども、確認ですけども、この後段のほうのいろいろな業務のために、大体この予算が使われたと考えてよろしいのでしょうか。

【諏訪課長補佐】 そうでございます。

【玉井専門委員】 そうすると、整理とかというのは、ほとんどあまり……。

【諏訪課長補佐】 使われていないということです。

【玉井専門委員】 そうですよ、おそらく。むしろ、フィルムを契約して入手するか、そういう作業にこれだけのお金がかかったというふうな確認で、それでよろしいですか。

【諏訪課長補佐】 はい。100万円が調査委託のための専門委員を雇ったお金になっていまして、残りが民間事業者のほうに委託したその委託料になっています。

【玉井専門委員】 わかりました。

【亀井分科会長】 ほかにいかがでございましょうか。仲地委員、よろしゅうございませうか。

【仲地専門委員】 私の意見、全部反映していただいたようで、結構でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【鈴木専門委員】 この3分割というか、総合的なものと、それをまとめたものと詳細なものって、3つの御説明をいただいたんですか、外部には、これ全部出るというふうに考えるんですか。

【北原特金室長】 はい。

【鈴木専門委員】 全部出るということですね。わかりました。

それから、何回も二次評価委員会から指摘されている、前回も前々回も確かあったと思うんですが、説明、例えば特に「AA」のところが言われると思うんです。言われるからというわけではないのですが、やはり「AA」というのはすばらしいというようなことなので、内部で検討した場合にはわかっているんですが、この説明で表現方法としてどうかというような感じが、まだ若干するんですが、どうして「AA」になるのかというところの理由づけとして、もうちょっと説明を丁寧にしたほうがよろしいかなという感じがするんですが、いかがでしょうか。

【諏訪課長補佐】 実は御指摘も踏まえまして、76ページのところなんですけれども、これはもう少しということかもしれませんけれども、「各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果」ということで、アというところでございますけれども、「資料館配置」というところですね。この中で、今回の117人になった理由ということを若干、つけ加えさせていただきます、なお、平成20年度から、土・日・祝日も説明員の予約を受け付けたというところですね。あと3月の春休み期間中にも語り部の配置を強化したこと。これらの結果、語り部の配置が、予約を含めて百十何名になっているということで、ちょっとそういう数値も加えさせていただいております。

【亀井分科会長】 「AA」に関しては、この語り部の項目とホームページの項目が、2つ、「AA」かと思うんですが、今、鈴木委員の御指摘の部分は語り部の部分に該当するということですか。

【鈴木専門委員】 両方なんです、例えば語り部の話が出ましたので。紙芝居とかそういうことを積極的にやっていますよということは、それはそれで評価できると思うんですが、例えばその小学校に14日行って、紙芝居をしましたと。で、子供たちに語り部が

対応しているということなんだけれども、子供たちの反応とかその効果が大事かなというふうに、ちょっと思えたんですが。おそらくそういうことというのは、実感としてわかっていると思うんですよ、感覚的に。その辺をもうちょっと書いていただければ、説明として説得力があるのかなというふうにちょっと思われたんですが。

ホームページの件も、アクセス数が、この前もちょっと議論したと思うんですが、非常に、その中身はともかくとしても、すごいアクセス数があったと、これはこれで評価できますよということなんです。どうしてそういうふうに多くなったのか。100%検証できるかどうかわからなくても、感覚的なものがおそらくあるんだと思うんですよ。例えば中身を工夫した結果、リピーターが出てきたとか、例えば口コミでそういう、おもしろいよということがあったのかどうかわかりませんが、何か原因があるのかなと。その努力したことも、何らかの形で書けると、それはそれとして説得力があるのかなという感じがするんですが。

【諏訪課長補佐】 その点、先ほどちょっと御説明で触れさせていただきましたけれども、95ページのホームページのところですけども、そこの下の右のほうに二重丸が2つついておまして、「ホームページの内容の充実」と「ホームページのアクセス件数」というところですけども、アクセス件数のところ、少し書き足しておまして、これが例の、日ごろのホームページの内容充実に加えまして、ヤフージャパンの行っていた「戦争特集」、こちらのほうに平和基金のほうから、冊子とか「平和の礎」という基金のほうで取りまとめている資料や児童書などいろいろ資料を情報提供しておまして、こういうところが原因なのかと。あと特別記念事業の広報、今年の3月で終わってしまっておりますが、その広報の強化をしたと、そういうことも原因の一つとしてあるのかなということで、ちょっと書き加えさせていただいております。

【須江審議官】 先生おっしゃるのは、要するに件数が増えたとかというだけではなくて、学校へ行って語り部をやったら、子供たちが感動したとかいろんな反応あるわけですよ。それを少しでも書き込んだほうが、「AA」とした評価は、ただ数が増えただけでなくて、その波及も広がったんだというイメージをつくれるとか、ホームページのアクセスであれば、件数が増えただけではなくて、例えば御意見とか寄せる部分が多分、なくはないはずなので、そういったところで、こういう内容をもっと充実させてほしいとか、そういう声が多数寄せられたとか、そういうことを要するに、書ける範囲で書いていけということですよ。

【鈴木専門委員】 できたらそういうふうに。むしろ、そうじゃないと、二次評価委員会のほうからも何か言われるかと、いや、それが目的ではないんですが、実際に審議しているから分かるんだけど、ただペーパーだけで見る方には、その辺がなかなか伝わらないのと、それからたくさんものを見ますから、全部を議論して検討されないので、それは国民の視点からも同じかなというような感じがしました。

【北原特金室長】 ありがとうございます。

【亀井分科会長】 鈴木委員、ほかにお気づきの点はございませんか、よろしゅうございますか。

【鈴木専門委員】 いいですかね。7ページのⅡの一番下のところに、「『目標を概ね達成した』ものと認められる」と、全体の評価の話があるんですが、これは評価は、総合評価は何になる……。

【北原特金室長】 「B」になります。

【鈴木専門委員】 「B」になるんですか、そういう感覚。「A」が例えば2つあって、「C」はないわけですよね。「B」と、あと「A」があって、でも「B」にすると。

【北原特金室長】 いや、多数決だと「A」ではないかということなのかと思いますけれども、全体の数として、なお「B」の部分が幾つかございますので、それを勘案すると、全体としては「B」かという案になっているということでございます。去年も「B」という形で、去年も「A」が多かったと思うんですけども、なお「B」という形になっているところがございます。

【鈴木専門委員】 例えば、この総合評価は非常に難しいところもあるんでしょうけれども、単純平均というわけにいかないんでしょうけれども、これ、数字ではないので、足して、それを割るというのではないんですけども、これも同じ、「AA」が幾つある、「A」が幾つある、「B」が幾つある、「C」が幾つある、こういう形を出して平均するという、そういう感覚ではなくて、これは評価とはまた別個の話で、もう一回見直すと、そういう感覚なんですか。何か加重平均的な……。

【北原特金室長】 加重平均的なものの書き方をしているわけではないです。パーツパーツで見えていくと、「A」とは言えない部分がありますと。だから、それぞれのところでは「A」のものも多いけれども、8割程度とっている部分があると。そういう項目が、全体として見ると幾つかあるという状況をみると、おおむね達成したと。達成されている部分は多々あると考えているんですけども、なお達成してない部分もある。

【亀井分科会長】 その点、いかがでございましょうか。御意見を伺わせていただきたいと思います。

【仲地専門委員】 すみません、この全体的評価の最終的な評価というのが、今の7ページが一番下の「以上のことから項目別評価を総合すると『目標を概ね達成した』もの」というふうになるわけでしょうか。

【北原特金室長】 はい。全体としてそうなります。

【仲地専門委員】 そして、これは「B」ということですが、でも、「B」というのを出したのが、加重平均か何かというふうな話で、この辺がちょっと理解ができないんですが、「AA」の数、「A」の数、「B」の数、「C」はなかったわけですね、今回。

【北原特金室長】 「C」は、現時点の案においてはなくなっております。

【仲地専門委員】 「A」が圧倒的に多いと思いますが、なぜそれが「B」になるのかというの、この辺、もう少し説明いただけますでしょうか。

【北原特金室長】 「A」といったときに、項目別の評価でいうと、中期目標を十分達成したかどうかと。十分達成しましたといえば、「A」になると。中期目標全体を見たときに、大幅に上回って達成したということであれば、「AA」でございしますが、十分達成しましたという評価であれば、「A」になると。項目別の場合の判断基準として、8割なら、まあ「B」というようなものになっていたかと思いますが、それは項目別の評価であって、全体でないのですけれども、同じように考えますと、じゃ、全部、全項目についてうまくいっているのかというと、そこまでは言いがたいと判断すれば、おおむね達成という水準ではないのかと。となりますと、一番多いのは「A」なんですけど、ちょっと「B」に下がってしまうという格好になります。

【須江審議官】 1個でも「B」があったら「B」になるという話、その説明だと。だから、せめて、要するに「B」になるにせよ、例えば「A」と「AA」を数値化して、平均ということですかね、100を基準にして、100は下回って、80前後だということだったら、「B」でいいかと、そういうことになりますか。

【北原特金室長】 項目別については、今まで先生方に御議論いただいたように、「A」のところが大半でございしますので、それぞれの項目で100程度はいっていると。で、一部、80ぐらいかなというところですので、これを単純にざっと出すと、大体100よりちょっと下というぐらいになります。今回、現時点の案では「AA」が2つでございします。それから、「C」はなくなりました。「B」が6個ですね。ですから、「AA」よりは「B」

が多いということで、「A」の真ん中よりはちょっと「B」寄りでございますけれども、単純にどれぐらいできているかというところを見れば、「A」に近いということになるかと思えます。

【仲地専門委員】 「AA」が2つで、「B」がいくつですか。

【北原特金室長】 「AA」が2つ、「A」が23、「B」が7つでございます。

【仲地専門委員】 何ていいますか、平均をしたら、「A」よりは下回っているということですね。「AA」2つで「B」7つで、この「AA」と「B」を相殺したら、「B」が5つと、「AA」がなくなって、「B」が5つ、引き算をしたらそういうことで、平均をしたら、「A」よりは下回っている。で、「A」に近いけれども、ここは抑制をして、「B」と評価したということですかね。

【北原特金室長】 そうです。先生おっしゃるとおり、「A」を基準点にバランスをとると、わずかに「B」のほうに傾いています。

【仲地専門委員】 だけど、「B」と「A」でしたら、「A」のほうが近いわけですね。

【北原特金室長】 そうです。おっしゃるとおりです。

【仲地専門委員】 だけど、このところは少し国民の目線も意識して、抑制的に「B」評価しようかということでしょうかね。

【北原特金室長】 この案としてはそうでございます。それぞれの項目を同じ土俵で勘定すると、「A」よりわずかに下なので、「B」という考え方でございます。

【仲地専門委員】 普通なら、切り上げて「A」と、四捨五入をしたら「A」なんですよけれども、去年はどうだったんですか。

【北原特金室長】 去年も「B」でございます。「A」が中心です。去年も「A」が一番多かったんですけども、やはり同じような評価です。

【仲地専門委員】 去年との一貫性を考えたら、「目標を概ね達成した」でも結構だと思います。

【須江審議官】 「B」評価というのは、80%以上を達成したということなので、100ではないけれども、80%以上だと。その以上が100に近いけれども、「B」だということだそうです。

【亀井分科会長】 いかがでございましょうか。事務局案としては「B」という評価で、今、仲地委員も「B」ということで御納得いただいたということでございますが、いかがでございましょうか、よろしゅうございましょうか。

はい、それでは全体の評価については「B」という、私もちょっと、「A」に限りなく近いと思うんですけれども、「B」ということで、それでは決定させていただければと思います。

ほかに個別の評価に関しまして、内容的な点で御確認をいただきたいと思いますが、ほかによろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 はい、ありがとうございました。それでは、ただいま御議論いただきましたので、特に御指摘のありましたダブル「A」の箇所に関して、もう少し表現、文章の説明を補うようにという御指摘がございましたので、この点を除きますと、他の部分に関しましてはおおむね御了解をいただいたようでございます。

それで今の、御意見に関しましては、大変僭越でございますが、評価調書への反映につきまして、私に御一任をいただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 ありがとうございます。それでは、そういう形にさせていただければと思います。

それから、実は独立行政法人整理合理化計画において、評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等にかかわる国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させるとされたことを受けまして、お手元の参考資料の49ページをちょっと御覧いただきたいんですが、この資料にございませとおり、各独立行政法人の業務・マネジメント、これは各独立行政法人が作成した業務実績報告書を意味する言葉でございますが、これにつきまして意見募集を実施しております。意見募集の期限は7月31日から8月14日金曜日までとなっております。いただいた意見等につきましては、必要に応じて評価調書に反映することになっておりますので、これにつきましても、大変恐縮でございますが、私に御一任をいただきたいのでございますが、お許しいただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 ありがとうございます。では、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、この評価結果につきましては8月27日木曜日に開催が予定されております親委員会、第27回の総務省独立行政法人評価委員会でございますが、ここで御報告をさせていただくこととなりますので、御承知おきいただきたいと思いますが、ありがとうございます。

いました。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。次の議題は、平成20事業年度財務諸表及び事業報告書及び決算報告書についてでございます。

これにつきまして、事務局及び基金から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【北原特金室長】 まず、仕組みについて、改めて御説明申し上げますと、参考資料の一番最後、59ページのところに、独立行政法人通則法とございます。この独立行政法人通則法によりますと、独立行政法人は、各事業年度、当該年度の財務諸表について、主務大臣である総務大臣の承認を得るということになるわけですけれども、この大臣承認に先立ちまして、あらかじめ独立行政法人評価委員会の意見を聞くとなっております。

この財務諸表への意見につきましては、総務省独立行政法人評価委員会の議事規則がございまして、それによりますと、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができるとなっております。次の親委員会にその結果を報告する旨、規定されているところでございます。

これが仕組みでございますけれども、20事業年度の財務諸表について、基金のほうから御説明をお願いしたいと思います。

【竹重総務部長】 それでは、基金のほうから財務諸表及び決算報告書について、御説明申し上げますが、資料3を御覧いただきたいと思います。資料3で2つ、つづりがあろうかと思いますが、まず最初に、一番最後のほうの決算報告書というところがございまして、ページにいたしますと、20ページでございます。20ページをお開きいただければと思います。

まず最初、決算報告書の収入の部でございます。運営費交付金、それから運用収入、臨時収入ということで、予算額が110億5,200万円に対しまして、決算額が102億9,000万円でございます。7億円程度の差が生じておりますのは、備考欄にございますように、臨時収入といたしまして、特別記念事業にかかる経費が見込みを下回ったということでございます。

それから、支出の部でございますが、支出につきましては、慰藉事業といたしましての労苦継承事業とか書状等贈呈事業、特別記念事業及び基金の一般管理費、人件費で、予算額が110億5,200万円に対しまして、決算額が100億3,300万円ということでございまして、約10億円、これは特別記念事業の経費が見込みを下回ったということで

ございます。

次に、もう一方の財務諸表のつづりを御覧いただきたいと思います。1ページ目、貸借対照表のところをお開きいただければと思います。

基金の財政状況を示すものでございますけれども、まず最初に資産の部でございますが、現金や預金、それから長期、短期の有価証券、減価償却後の有形、無形の固定資産等の流動資産や固定資産で、右側の中段のところでございます。269億7,700万円、これが資産の部の金額でございます。

負債の部でございますが、3月時点で支払い未済であった未払い金などの流動負債や固定負債、及び右のページにございますけれども、法令に基づく引当金といたしましての特別記念事業準備金の経費等合わせまして、同じように2ページ目の右側のところ、53億3,000万円という数字が負債の部の総額でございます。

それから、次に純資産の部でございますが、資本金が200億円、利益剰余金といたしまして繰り越しの積立金が2億3,000万円、当期の未処分利益が2億5,100万円で、合わせまして、4億8,100万円ということでございます。

その下が3番目のところでございますが、その他有価証券評価差額金ということで、これは3月末に売却したと仮定した場合の売却益を評価額で計算した額ということで、ここに載せておりますのが、11億6,600万円ということでございます。

その純資産の総額が216億4,600万円、負債と純資産の総合計額がその下でございます。269億7,700万円ということでございます。

次のページ、3ページ目でございます。損益計算書でございます。

基金の運用状況を示すものでございますが、左側の頭にございます経常経費という形で、慰藉事業経費、これは特別記念事業の部分も含んでおります。及び基金の一般管理費等を含みまして、右のページ、4ページ目の一番右側のところ、中段でございますが、100億5,500万円というのが、経常経費の総額でございます。

ちょっと戻りまして、左ページ、大きな数字としまして、備品費ということで、80億7,200万円が計上されておりますが、これは贈呈用の銀杯等の経費ということで、計上されております。

経常収益といたしまして、4ページに進みます。経常収益ということで、運営費交付金等でございますが、合わせまして12億8,400万円ということでございます。

それから臨時損失ということで、固定資産の除却損という形で、早稲田事務所を撤収い

たしました経費の部分として、これは単位がちょっと小さくなりますが、52万円の金額でございます。

それから臨時利益、特別記念事業分の収入部分という形で、90億2,300万円を計上いたしております。これを合わせまして差し引きいたしますと、当期純利益が2億5,100万円でございます。これは当期総利益と同額という形でございます。

次に、キャッシュフローに入らせていただきます。5ページ目でございます。これは当基金の現金の流れをあらわしたものであるというふうに御理解をいただければと思います。

一番頭のところでございますが、業務活動によりますキャッシュフローといたしまして、支出ということで、人件費とか業務支出、管理支出等を記載しておりますし、収入といたしましては、運営費交付金等を記載いたしております。

次に2番目の、投資活動によりますキャッシュフローということでは、ここで376億円、収入で475億円、これはこの期間に有価証券を取得したということですので、累計ですので、金額が大きな数字で載っておりますということでございます。差し引きで99億円の資金増という形で計上をしております。

資金の増加額がIVのところ、3億4,100万円ということでございますから、期末の残高という形で計上いたしておりますのが、VI番目、一番下でございます。4億2,800万円、この金額は先ほど申し上げました1ページ目の貸借対照表の現金及び預金の金額の4億2,800万円の金額と一致するということになります。

次に、6ページ目でございます。利益の処分に関しましての書類でございますが、先ほど当期の未処分利益といたしまして、2億5,100万円が発生しておると申しましたが、この2億5,100万円に対しましては、独法の通則法第44条第1項の規定によりまして、積立金として整理をすることになっておりますということで、積立金として整理をすることといたしております。

次に、7ページ目でございます。行政サービス実施コスト計算書ということでございます。当基金の20年度の全コスト計算を行ったものでございます。対国民に対して、当基金が幾ら経費を必要としたかということでございまして、必要経費から基金の自己収入を差し引きまして、例えばII番、III番、IV番等の調整額を加えた後の金額ということで、一番最後、V番目の数字、98億1,100万円というのが、当基金の行政サービス実施コストという形でございます。実はこの数字、20年度がその数字でございますが、19年度は72億5,800万円という数字でございました。これは特別記念事業が、20年度は拡

大をしておりますので、その部分の支出の数字が大きくなっておるということで、今年度は98億円になっておるということでございます。

これ以後、8ページ目以降、注記事項から次の附属明細書等につきましては、誠に申しわけございませんが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどの決算報告書のところへまたちょっと戻っていただきますが、今、私が御説明申し上げました財務諸表とか決算報告書につきましては、当基金の監事の監査及び総務大臣により選任されました会計監査人の監査を受けておりました、22ページ、23ページのところに監査報告書のコピーが添付されてございます。

以上で御説明を終わらせていただきたいと思います。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの御報告に関しまして、何か御質問、御確認をいただく点はございますでしょうか。どうぞ。

鈴木委員、御専門家のお立場から、いかがでございましょうか。

【鈴木専門委員】 事前に説明受けて、内容については大分確認させていただきました。6ページの、これは前にもお尋ねした利益処分に関する書類で、目的積立金を計上しないという理由をもう一度、説明願います。

【竹重総務部長】 独法自身では、直接的にこういう目的のためにという形では、積立金をセットしておりません。結局はそのことが独法として正しい道なのかどうかという御指摘はまたあろうかと思うんですが。

【鈴木専門委員】 目的積立金は言葉からいけば、主要目的ということなんですが、ただ財源という面では、要するに自己収入、自分が汗流した部分は別個に認めてあげますよという趣旨のために設けられたわけですよ。

【竹重総務部長】 はい。

【鈴木専門委員】 ですから、これが一つの独法の評価につながると、一般的に言われているんですね。確かに、財務省などがこれについて、なかなか認めないという傾向があるのは確かなんですが、財務省も明確な規定を設けて、この場合いい、悪いというのがあるわけではないんですね。申請をした結果、その財源が自己収入に当たるかどうかということで、認可するか、しないかというふうになっていると思うんですね。

国立大学法人の場合、国立大学は結構、目的積立金を認めているんですが、独法の場合はやはり厳しい、まだ障壁があるんですが、それも一つの汗を流したということなので。うちの場合、どのように汗を流したかということを証明するとかいろんな形で、事務手続

上、大変なのは大変なんですね。しかし、そういうものも、国民の目から見れば、独立行政法人として、自分たちはただ与えられたものを淡々とやっているのではなくて、例えば先ほどの経費の削減とか、ああいうのも汗をかいているわけですよ。国民の目から見れば、頑張っているねと、そういうことを法人そのものが主張するという場にもなっていると思うんです。

前回はそういうお話しをしたんですが、いや、財源が云々というようなことで、財務省がおそらく認めないでしょうという前提のもとに見送られたんですが、今、財務省も少しずつ変わってきて、そういう汗を流した部分については見ましよう。それから財源も、国の財源が入っているものについては、従来見ないという考え方があったんですが、今、国の財源が入っていても、それは少し見ましよう、そういうふうに変わっているというふうに聞いているんですよ。

ですから、そういうのもやはり申請して、汗を流したということを出されたらどうかかなと思ってはいたんですが。その辺が、うちは汗を流してませんというふうにいうのであれば、それはそれでよろしいですが、いろんな形でお話聞いていると、そうではないと思うんですね。だから、財務についても、何かそういうことでどうかかなと思って、お聞きしたんですが。

【竹重総務部長】 確かに特別記念事業を除きました一般事業経費の中で、全体12億円の事業規模の中の7億5,000万円近くが、国からの運営交付金という形で、決算書中の数字を見れば、そういう予算をいただいて、そういう中での基金の運用をやっておるわけです。まさしく先生がおっしゃった中で、国からももらってながらも、それで、あと基金という、もともとの大きな200億円の中から発生しました果実といいたいまいしょうか、そこでの自己資金というものも、いろいろありますけれども、まさしく先生がおっしゃったようなところも、努力は確かにさせていただいておるわけですが、そういう意味では、基金のこの目的だけのための積立金という形では、整理はいたしておりませんというのが、現状ではございます。

【鈴木専門委員】 わかりました。それからもう一つ、これも今、運営費交付金債務が700万円くらい、残があるわけですよ、債務として。

【竹重総務部長】 はい。

【鈴木専門委員】 貸借対照表の例えば1ページ、負債の部の流動負債に運営費交付金債務というので、700万円残っていますよね、収益化されてない部分ということなんで

すけれども。

【竹重総務部長】 はい。

【鈴木専門委員】 この700万円は、まず収益化されない理由は何なんですか。

【竹重総務部長】 収益化されないというか、これは当然、22年度においてはこの部分、また収益化されてまいりますので。

【鈴木専門委員】 いや、わかるんですよ、それは。要するに収益化されないから、繰り越して、22年度に収益化されるという性格のもので、負債に計上しているんですが、普通は、原則として、いや、他の独法もちろんあるんですよ、債務としては。ただ、やはり理由づけがあるはずなんですね。普通、予算上ですから、収益化するというを目的に運営費交付金いただいて、22年度分としてもらったわけじゃないんですよ。

【竹重総務部長】 はい。

【鈴木専門委員】 そうですよ。だから、その辺の収益化されない理由づけはどうなんでしょう。また、22年度に収益化されるということですが、22年度の事業に対してではないんですね。

【竹重総務部長】 そうですね。

【鈴木専門委員】 21年度の事業に対して収益化されるはずなんです。

【竹重総務部長】 はい。

【鈴木専門委員】 そうすると、そういう具体的な事業というのは、積み残しではないんでしょうけれども、どういうものがあるんですかという質問です。金額がそんなに大きくないから、いいんですけれども。

【竹重総務部長】 先ほどの明細書の19ページを御覧いただければ、運営費交付金債務残高の明細ということで、720万円の残高の内訳が書いてございます。

【亀井分科会長】 それぞれの項目に22年度に精算する予定というふうに記載があるということは、22年度に返却するという意味ですか。

【竹重総務部長】 中期目標が終わりますと、大体全部、精算といいたいでしょうか、一回するんですね。で、これも昨年度の時点で、やはり毎年度から残ってきている部分の債務につきましては、昨年度で一回全部、精算をいたしております。だから、今年度、この交付金債務というのは21年度分だけしか、ここでは残っておりませんで、昨年度の債務計算書では15年度からずっとここに計上されてきております。その部分を一括でと申しませんか、精算という形で、全部、現金化をするという形になります。

【矢野参事】 補足説明させていただきますと、この700万円、平成20年度の予算ですべて繰り越したものであるという金額になっております。平成20年度は中期目標の初年度に該当いたしますので、最終年度では精算いたしますが、初年度から次年度に繰り越したという金額になりますので、受け入れたときは確かに債務という形になります。それで、予算執行書に従いまして収益化していくんですけども、この分はまさしく繰り越した部分ですので、翌21年度に収益化していく形になります。

700万円のうちの、この19ページにありますのは、240万円が書状等の贈呈事業費でありまして、申請件数が予想を下回ったために、贈呈件数が予定に達しなかったためということでございます。もう一つのほうが、その他の管理経費で480万円ほどあります。これも、経費の節減に努めた結果、運営費交付金の収益化が計画額を下回ったために、運営費交付金債務として翌年度に繰り越したものであるという形になっております。

いずれにしても、翌年度に繰り越して、さらに最終年度に精算するという格好になっています。

【鈴木専門委員】 今、業務達成基準で240万円残ってますよと。これは要するに業務達成しなかったからというので、これは書状が下回ったということなんですが、470万円のほうは、ここは汗をかいた結果、残りましたよということなんで、これは独法のシステム上は、積立金として収益化して国に返すんですけども、ただ、470万円は、これはもううちが汗をかいた結果ですよというようなことですよ、これを見ますと。経費の削減に努めた結果、要するに費用がかからなかった。そのために、費用進行基準ですから、費用と収益を対応させましょうということで、逆に無駄遣いすれば、その分だけ収益化されるから、残らないよということだと思ふんですが。そうすると、この470万円については、うちが努力をした結果というふうに考えることができるわけですよ。それから、今の個別評価の中で、経費削減に努めましたよと。そういうことのあらわれですかね。これは確かに決算書上は利益になってませんけれども、そういうことをやったということは逆に、要するに一つの評価として、国民の目から見れば、税金を節約しましたよと、そういうふうに考えることはできるんじゃないのかなと思うんですが、いかがですか。

【竹重総務部長】 まさしく今、鈴木先生がおっしゃったように、国民に対しての説明といたしましては、節約、合理化、節減をしたという意味合いで主張はできると思いますが、整理の上からは、もうちょっと検討させていただかないといけないかなと思います。

【鈴木専門委員】 費用進行基準でこうなってしまうんですけども、業務達成基準か

何かで収益化できるとすれば、利益の中に入ってくるわけですよ。そうですね。そうするとそれは、要するに法人が汗をかいた部分だから、目的積立金、さっきのインセンティブの話につながるんですよ。ただ、これはシステム上、今、収益化されてませんから、利益処分の中に入ってくないと。ただ、そういうものがあるとすれば、何らかの形で、要するに自己主張、財務的な自己主張をするための材料になるのではないのかなと。

なぜこんなことを言うかという、ここだけではなくて、独法の会計システムというのが、ちょっと難しくなって、複雑になっているんですが、その中でも国民にわかりやすく、要するに本来の利益、企業会計の利益が表示されてないんです、残念ながら、この独法の損益計算書は。しかし、目的積立金というところで、本来の利益を生じさせましょう。インセンティブ、企業が出した利益ですよ。利益というか、国民に対するそういうことをやった結果ですよということを示すものだと私は理解しているんです。ですから、そういうことを各独法が自分で自己発信しないと、国民に誤解を与えるのかなという感じがするので、ちょっと御質問申し上げたんですが。

【竹重総務部長】 よく検討させていただきます。

【亀井分科会長】 よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、この本財務諸表等につきましては、本分科会で承認されたという結論にさせていただきますたいと思います。ありがとうございます。

そうしますと、以上をもちまして、予定をしておりました議事はすべて終了したと思いますが、ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第20回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を閉会とさせていただきます。お忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。